

船舶事故等調査報告書

平成23年3月31日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010広第175号	
事故等種類	座洲	
発生日時	平成22年8月22日 16時00分ごろ	
発生場所	広島県尾道市重井港北西方沖 重井港細島第2号防波堤灯台から真方位185°750m付近 (概位 北緯34°21.2′ 東経133°08.2′)	
事故等調査の経過	平成22年10月14日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 日本丸、19トン 282-13202香川、タチバナ工業株式会社 B 起重機船 瀬戸号、全長38m、幅14m、深さ2.8m なし、タチバナ工業株式会社	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	A 右舷主機のピストン及びシリンダライナが焼損 B なし	
事故等の経過	A船は、船長ほか1人が乗り組み、船首約1.3m、船尾約2.5mの喫水で、空船のB船は、船首約0.9m、船尾約1.3mの喫水で、A船がB船を押し、重井港北西方沖を対地速力約5ノットで手動操舵により南進中、平成22年8月22日16時00分ごろ、A船が浅瀬に乗り揚げた。 A船は、揚錨船に引かれて離礁し、重井港までえい航された。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 低潮時、潮高 約1.0m	
その他の事項	A船は、自力離礁を試みた際、右舷主機が焼損した。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、B船を押し、重井港北西方沖を南進中、船長が、航行予定海域の水路状況及び潮高の調査を行っていなかったことから、A船が浅瀬に乗り揚げた可能性があると考えられる。
原因	本インシデントは、A船がB船を押し、重井港北西方沖を南進中、航行予定海域の水路状況及び潮高の調査を行っていなかったため、A船が浅瀬に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	